

広島県告示第七百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
下河内九一六（〇五一七―一）	急傾斜地の崩壊	下河内九一六（〇五一七―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
下河内九二七（〇五一七―二）	急傾斜地の崩壊	下河内九二七（〇五一七―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
下河内九五四（〇五一七―三）	急傾斜地の崩壊	下河内九五四（〇五一七―三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
下河内九八〇（〇五一七―四）	急傾斜地の崩壊	下河内九八〇（〇五一七―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
木末川支川（六〇七五a）	土石流	木末川支川（六〇七五a）	土石流	区域の表示及び法	区域の表示及び法
木末川支川（六〇七五b）	土石流	木末川支川（六〇七五b）	土石流	区域の表示及び法	区域の表示及び法
木末川支川（六〇七五隣a）	土石流	木末川支川（六〇七五隣a）	土石流	区域の表示及び法	区域の表示及び法
木末川支川（六〇七五隣b）	土石流	木末川支川（六〇七五隣b）	土石流	区域の表示及び法	区域の表示及び法
木末川支川（六〇七五隣c）	土石流	木末川支川（六〇七五隣c）	土石流	区域の表示及び法	区域の表示及び法

木末川支川 (六〇七六)	土石流	次の図のとおり	木末川支川 (六〇七六)	土石流	次の図のとおり
木末川支川 (六〇七七)	土石流	次の図のとおり	木末川支川 (六〇七七)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。